

## 別表 1 - 2

## 算 定 基 準

(別表 1 - 1 に掲げる整備以外の事業)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。ただし、第 3 欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

## 定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			A地域 青森県、岩手県、 福島県、東京都、 富山県、山梨県、 長野県、沖縄県	B地域 北海道、宮城県、秋田県、 山形県、茨城県、神奈川県、 新潟県、石川県、岐阜県、 静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県	C地域 栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、福井県、愛知県、 滋賀県、兵庫県、和歌山県、 鳥根県、岡山県、山口県、 香川県、高知県、佐賀県、 長崎県、宮崎県	D地域 徳島県、愛媛県、 福岡県、大分県
救護施設	本体	都市部	4,500,000	4,290,000	4,080,000	3,860,000
		標準	4,290,000	4,090,000	3,880,000	3,680,000
		初度設備加算	68,000			
	個室整備加算	都市部	316,000	301,000	285,000	270,000
標準		301,000	287,000	272,000	258,000	
更生施設	本体	都市部	4,500,000	4,290,000	4,080,000	3,860,000
		標準	4,290,000	4,090,000	3,880,000	3,680,000
		初度設備加算	68,000			
	個室整備加算	都市部	316,000	301,000	285,000	270,000
標準		301,000	287,000	272,000	258,000	
授産施設		都市部	1,960,000	1,870,000	1,770,000	1,680,000
		標準	1,870,000	1,790,000	1,700,000	1,610,000
		初度設備加算	68,000			
宿所提供施設		都市部	1,560,000	1,490,000	1,410,000	1,340,000
		標準	1,490,000	1,420,000	1,350,000	1,280,000
		初度設備加算	68,000			
社会事業授産施設		都市部	1,960,000	1,870,000	1,770,000	1,680,000
		標準	1,870,000	1,790,000	1,700,000	1,610,000
		初度設備加算	68,000			

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。

3 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

4 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

5 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			A地域	B地域	C地域	D地域
			青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、茨城県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県
救護施設	本体	都市部	5,000,000	4,770,000	4,530,000	4,290,000
		標準	4,770,000	4,550,000	4,310,000	4,090,000
	初度設備加算		75,000			
	個室整備加算	都市部	351,000	335,000	317,000	300,000
標準		335,000	319,000	302,000	286,000	

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。

3 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

4 木造施設の改築として行う場合に限る。

5 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別紙 1

番 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

都道府県知事  
指定都市の長

印

平成 年度地域自主戦略交付金（社会福祉施設等施設整備に関する事業）  
の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 別紙（1）
- 2 施設の種類等 別紙（1）
- 3 申請額内訳 別紙（2）
- 4 事業計画 別紙（3）  
（設置主体から都道府県（指定都市）へ提出された申請書の事業計画の副本）

（添付書類）

- ・ 都道府県（指定都市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本



別紙(2)

施 設 整 備 申 請 額 内 訳 ( 保 護 施 設 等 )

(都道府県市名) (設置者の名称) (施設の名称)

施 設 種 別	設 置 者 の 総 事 業 費 A 円	対 象 経 費 の 実 支 出 ( 予 定 ) 額 B ( ≤ A ) 円	寄 付 金 其 他 の 収 入 額 C 円	差 引 額 D ( = A - C ) 円	B と D の 少 ない 方 の 額 × 県 交 付 率 E 円	算 定 基 準 に よ る 算 定 額					都 道 府 県 ( 指 定 都 市 ) 交 付 額 L 円	交 付 基 本 額 M 円	交 付 所 要 額 N ( = M × 2 / 3 ) 円
						定 員 単 価 F 円	基 本 額 G 円	高 層 化 加 算 H ( = F × G ) 円	豪 雪 地 域 加 算 I ( = H × 10% ) 円	地 算 定 額 計 算 合 計 J ( = H × 8% ) 円			
1 施設整備費													
施設整備費計													

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) 交付金算定方法が交付要綱第2の6の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県交付率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をK欄に記入すること。  
 (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。  
 (4) L欄については、都道府県及び指定都市交付(3/4 + α)相当額を計上すること。 + αとは都道府県及び指定都市単独補助を指す。  
 (5) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、K欄若しくはL欄の内訳を交付基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備、介護用リフト等特殊附属工事、授産施設近代化整備工事及び授産施設等整備工事を行う場合については、当該部分に係るA欄からD欄の内訳を必ず記入すること。  
 (6) A欄～M欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (7) M欄には、E欄、K欄若しくはL欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、B欄、D欄、K欄若しくはL欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。  
 (8) N欄は、M欄の金額に国庫交付率を乗じて得た額とすること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、M欄に記入した額と同額とすること。



## 事業計画

## 1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

## 2 施設整備費に係る事業計画

## (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

- (ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
- (ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）
- (エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (オ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）
- (オ) 処分（取りこわし）年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 (\_\_\_\_\_造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 \_\_\_\_\_円

イ 工事事務費 \_\_\_\_\_円

ウ 小計 (本体工事費) \_\_\_\_\_円

エ 介護用リフト等特殊  
附帯工事費 \_\_\_\_\_円

(介護用リフト工事費) \_\_\_\_\_円

(\_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_円

オ 授産施設近代化整備  
工事費 \_\_\_\_\_円

カ 授産施設等整備工事  
費 \_\_\_\_\_円

キ 解体撤去工事費及び  
仮設施設整備工事費  
(解体撤去工事費) \_\_\_\_\_円

(仮設施設整備工事費) \_\_\_\_\_円

ク その他の工事費 \_\_\_\_\_円

ケ 地域交流スペース \_\_\_\_\_円

コ 合計 \_\_\_\_\_円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア 国庫補助金 \_\_\_\_\_円

イ ○○補助金 \_\_\_\_\_円

ウ 設置者負担金 \_\_\_\_\_円

(内訳) 一般財源 \_\_\_\_\_円

地方債 \_\_\_\_\_円

寄付金 \_\_\_\_\_円

エ 合計 \_\_\_\_\_円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日

ウ 着工年月日

エ 竣工年月日

オ 事業開始年月日

カ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完了年月日

キ 仮施設設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮施設設の使用期間

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事  
指定都市の長

印

平成 年度地域自主戦略交付金（社会福祉施設等施設整備に関する事業）の  
事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度地域自主戦略  
交付金（社会福祉施設等施設整備に関する事業）に係る事業実績については、次の関係  
書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施設の種類の種類等 別紙（1）のとおり
- 3 精算額内訳 別紙（2）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市）へ提出された事業実績報告書副本  
別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本



別紙(2)

施設整備精算額内訳(保護施設等)

(都道府県市名) (設置者の名称) (施設の名称)

施設種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出額 (予定)額 B(≦A) 円	寄付金その他 の収入額 C 円	差引額 D(=A-C) 円	BとDの少ない方 の額×県交付率 E	算定基準による算定額				都道府県 (指定都市)交付 額計 L 円	都道府県 交付金 支出額 M 円	交付金基本額 N 円	交付金所要額 O(=N×2/3) 円	交付決定額 P 円	交付金 受入済額 Q 円	差引過 △不足額 R(=Q-O) 円
						定員単 価 F 円	基本額 G 円	高層化 加算 H(=F×G) 円	豪雪地 算定額 I(=H×10%) 円							
1 施設整備費																
施設整備費計																

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) 交付金算定方法が交付要綱第2の6の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県交付率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をK欄に記入すること。  
 (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。  
 (4) L欄については、都道府県及び指定都市交付(3/4+α)相当額を計上すること。αとは都道府県及び指定都市の単独補助を指す。  
 (5) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、K欄若しくはL欄の内訳を国庫交付基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備、介護用リフト等特殊付帯工事、授産施設近代化整備工事及び授産施設等整備工事を行う場合については、当該部分に係るA欄～D欄の内訳を必ず記入すること。  
 (6) A欄～E欄及びK欄～M欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (7) N欄には、E欄、K欄若しくはL欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、B欄、D欄、K欄若しくはL欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。  
 (8) O欄は、N欄の金額に国庫交付率を乗じて得た額とすること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、N欄に記入した額と同額とすること。



別紙（3）

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(オ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）